

第12回総合計画策定幹事会 会議概要

日 時	平成21年5月14日（木）午前10時00分～午後0時00分
会 場	行政委員会室
出席者	大崎幹事長、加藤幹事、筒井幹事、木内幹事、今井幹事、前田幹事、進藤幹事、小嶋幹事、木村幹事、山岡幹事、鈴川幹事、入江幹事、守岡幹事、浅見幹事、岨中幹事、利倉幹事

[議事]

1. 基本構想（案）について

事務局から説明

《意見等》

- ・まちの構造図について、3つの都市拠点には「湖岸共生拠点」と漢字になっているが、3つの環状道路には「こがん環状道路」と平仮名になっている。これは意図的なのか、整合をとらなくても良いのか。
 - 環状道路には、既に湖岸道路、山手幹線という言葉があるので、それとのすみ分けをしようという事で平仮名にしました。
 - 前回までは文化交流研究環状道路と共生環状道路であったが、福祉分野も入れるべきではなどの意見がありましたので、環状道路も名前を変えていこうと、共生環状道路なのか交流研究環状道路にするのか、草津の地形だけを見て、道路については、シンプルに「やまて」「こがん」と事務局にて提案させていただきました。
 - ・各課で推進計画だったり何々プランだったり、計画を持っている部署もあると思いますが、それとこれは連動しているのでしょうか。例えば、次世代行動計画と国が示した案がありますが、それを照らし合わせた時に、次世代行動計画の方が上にいつてしまうことあるかと思えます。総合計画の大きな枠組みの中で次世代行動計画の5年間の事業をどうしていくのかということでもありますので、どうかと思えます。また、「子育て・子育て」という言葉ですが、まず子育てがあってから子育てがあるのではないのでしょうか。体系図にある施策領域の「子育て・子育て支援」とあるが、支援だけにとどまらないのではないか。施策の下にある事業は、個別事業と大規模事業が混在していて、施策の範囲が細かすぎるのではないか。
 - 「子育て・子育て」の順序については、検討する。また、「支援」の意味については、イメージは保育や在宅保育を充実して、総合的に支援していくことです。必要な文言は入れていきますので、他にそれを表現できる言葉があれば提案していただきたい。
- 施策体系（案）について、平成20年度の事務事業評価ができていないので、平成19年度にあてはめたものです。第4次総合計画の総括をした時に、この施策にどの事業がぶら下がっているのかなど、施策に実際の事業の整合がとれていないものがあり

ました。しかし、今回は財政運営や事務事業などとしっかり整合させようと考えております。旧体系の言葉と新しい施策のバランスを見て、所管部署において「この言葉よりもこういう言葉が良いな」というのがあればまた意見をお願いしたい。

→これは19年度の事務事業であり20年度の事務事業ではない。毎年3月にいつも事務事業評価する場合に直しますが、今年度は実施していないため19年度しか入っていない。当然ここに書いてある施策に事業が貼り付いてくる。特にバリアフリーなどは1つの柱になるので、事業としては、例えば、建築指導課がやっておられる建築物のバリアフリー化誘導事業、人に優しい広報のバリアフリー化などが、これから照会する時に入ってきます。その後、市の事務事業などがついてきます。そこまで出さか出さないかは議論中ですが、今は施策までで基本計画は留めておいて、事業はバックデータとし、実行計画は作りません。ですから、新規事業があるという前提で作っています。

平成19年度に第4次総合計画のフォローアップをして、基本的には載っている施策について総括しましたが、新たにこういうものも書き入れていきたいなという思いが、例えば公共交通機関の利便性の向上といったものが、原課からの意見です。

他にも障害者自立支援センターから出ました、障害者ある人の外出、移動の確保を新規事業として入れて欲しいというのがありましたし、市民会議でもいくつかそういう所が出ました。バリアフリーというのは人権や男女共同参画といった全施策に関わる分野ですから、公園の整備、道路の整備でもバリアフリー化は当然の事ですが、敢えてバリアフリーというものを意識して施策出しをしようと考えています。バリアフリー、人権や男女共同参画のような課があれば、ここに入るのですが、自分の課に対して施策分野の整合がとれているかも含めてご意見を頂きたいと思います。

・例えば「母子相談員の配置と家庭児童相談室との連携」についてとありますが、これは単なる内部事務であって、内容がここに挙がるべきものかなと思ったのですが。

→この施策分野、施策領域で照会しないとまとまりませんので、そこで出てきたものを修正することになりますが、何か問題がありましたら今言っていただきたい。これは第4次総合計画の言葉をもとに書いていますので、この新施策領域で、問題のある表現があれば言っていただきたい。あくまで、19年度に各課照会した時に「今こういう施策入れて欲しい」というものは、新規事業として今入れていますので。

→1段目もバランスは確認してもらいたい。課としてこの分野を特に出して欲しいというものがあれば、そこを施策分野としてきちり挙げないといけないと思います。

・施策名については担当原課と協議はしているのか。その意見は求めるのか。

→まだです。施策が課を跨る場合があるので、それを「どちらの課に聞くの？」という事もあり、基本計画の照会をし、ロジックモデルなどを作った上で、その中で表現がおかしい所があれば事務局と課で調整していく。ただ、施策分野だけは7月にパブリックコメントをして9月議会にかけますので、この分野はあとで増やしたり、おかし所があっても、ここだけは修正ができません。あとの施策領域(案)、施策については多少変えられますが、この分野だけが基本構想に入る部分なので9月議会にかけます。

・将来ビジョンの自負と責任の中で、「滋賀県全体を先導する・・・」とあるが、道州制が叫ばれている時に、あえて滋賀県というのはいかがなものか。全国の自治体を先導するなどにはしてはどうか。

→「周辺自治体とともに」は、定住自律権構想を意識したものです。一応草津は中心市になれるということになっていますので。

キャッチフレーズですが、「草津らしさ」をもっと強調して欲しいとの特別委員会の意見を反映できるような何かをいただきたい。プロジェクト会議では、「草津ってさすがだね」という若手職員の意見から「憧れ」というキーワードを入れたのですが、憧れで良いのか、どういう所に憧れを持ってもらうのかも含めてお願いしたい。議員からは、確かに愛着と誇りを持てるまちにしようというのは解るが、何をやるんだ、どんな10年を目指すのか書いていない。抽象的でわからないので説明してくれとのことでした。

ですから、草津は便利で快適だけでなく、自然が多いので潤いや安らぎを表現し、この10年安らぎのあるまちづくりをしていこうと。開発でどんどんまちが広がっていったので、そこを変えていこう。プロジェクトチームや、審議会も全体の中でも、そういうまちに戻していこう、その付加価値をつけていけば、都心回帰になっても草津に住み続けていってもらえる意見でした。便利だけではなく、もう一つプラスアルファしていこうというのが「こころざし」という言葉になっていった。いかに草津市に愛着を持ってもらえるか、それが誇れるとかいう憧れの意味です。

- ・基本構想（案）の中に、市民自治という文言がありますが、これは地域住民による地域の自治なのか、行政の方向について市民の自治が活かされているのかどちらか。また、行政の姿勢では地域経営に対する行政の手法を書いている。これは、前回資料ではまちづくりの姿勢となっていたものが、今回で変わっているが、まちづくりの姿勢ならば地域のことは地域でしてくださいということで、文章の意味は理解できるが、行政の姿勢として基本構想にあげる必要はないのではないのか。また、自治体基本条例を制定することになっていると思いますが、他市の条例を見たところ、市の役割、議会の役割、市民の役割などがあがっているが、それとの関連性も必要ではないのか。協働のところまで地域自治が進んでいるように思えない中で、市民自治の位置づけはどのように考えればよいのか。

→イメージとしては法定協議会のイメージで地域が主体的にまちづくりに関わってもらおうというもの。他の自治体においても、そのような動きはあります。補足させて頂くと、主要な課題を議論している時に、協働によるまちづくりを進めるかどうかの議論はありました。法的協議会や国の道州制の中で地方政府、コミュニティーを近隣政府として見ていこうと動きがあります。それがここに書いてある市民自治として整理した時に、その時に本当にそこまでいけるかどうか、すぐできるのか、職員が協働指針を知っているのか、どこまで言えるのかという問題が浮かびあがりました。そこで、まずは協働を進め、次のステップとして、これからの10年間は主体的に地域のまちづくりをやって頂くような準備をしていこう、その中で、まずこの課題を整理させてもらった。

それを受けて、市民自治の根幹となるのは地域コミュニティー、町内会になっていく。また、「行政の姿勢」については、前回は「まちづくりの姿勢」としていたが、策定委員会において、本当にこの2つだけがまちづくりの姿勢なのか。総合計画にはまちづくりの理念を掲げよう、理念があってビジョンがあってまちの方向を定めていく。理念とは、人権が大切にされるまちであったり、自然と環境が調和したまちであったり、そういう理念を持ってやっていこう。しかし、それだと非常に

解りにくい、それだけで良いのかという意見があり、結局結論が出ませんでした。その時に、「まちの姿勢」という表現にしたところ、前回の策定委員会で一部の委員から「まちの姿勢ってこの2つで良いのか？行財政マネジメントと市民自治やっただけで良いのか、何か抜けてないか」という意見がでました。そこで、まちづくりをどう進めていくか、それを受けて行政としてはどういう姿勢でやっていくのか、それは財政運営計画に合わせたマネジメントと、地域に任せていく、この2つ柱で行政の姿勢をやっただけという形で「行政の姿勢」という言葉に変えさせて頂きました。

- ・自治体基本条例ですが、その中でどのような行政の位置づけをするのか、市民に説明するのか、まちづくりの姿勢との関連が必要だと思います。自治体基本条例自身の考え方が構想に必要であり、載せるべきだと思います。基本条例で挙げたもの、これが行政の姿勢、それが基本になる。地域自治を地域に示していこうとすることだけが果たして行政の姿勢なのか。この市民自治という言葉自体が曖昧に感じます。
 - ・一般の人には、緑の位置で草津川が入り、「うるおい心地良さ」の「うるおい」に草津川が入っているの、草津川廃川敷はこの観点でやるのだろうという風にしか思われぬ。他の利活用をしようと思っても難しくなり、これが足枷にならないか。
- 利活用については、プロジェクトチームで検討しています。

また、例えば「元気」の所で観光であればまだ良いですが、サービス業、商業、工業、に入れた時、逆にどんな土地利用をするのか。極論を言えば県は売却すると言っている訳ですね。売らざる得ない場合は売れば良いと思いますが、単に売って土地利用しないという考え方で良いのかどうかという時に、「うるおい」という所に入れば、市民に対しても全体を残すイメージとなります。

2. 基本計画の考え方について

事務局から説明。

《意見等》

- ・行政評価システムを変えるということか。

→今まで第4次総合計画と行政事務評価をやっていたのが時期的にずれていた。実際に行政評価と総合計画の体系とが合っていなかった。ですから、今回思い切って合わそうと、総合計画の中にどう事務事業を入れて込んでいくのか、体系をきっちり合わせようというのが1つあります。また、プロジェクト会議で進行管理をきっちり議論していくことによって、行政評価に変わるものがないかと考えております。さらに、事務事業と予算課目を合わすことによって、評価できないか、施策については事務事業と今のロジックモデルを組み上げ、評価シートを作ることにより、基本事業を施策評価に変えることができます。その1つの上を、ベンチマークにして毎年50程度の候補で、市民に指標を公開していけば、一回で済むのではないか、今何とかできないかという事で議論しております。ただ、事務事業については過去の外部委員会や今の行革委員会、外部委員でやっており、その辺りをもう少し議論して、最後に市としてそれが良いのかどうか、今までの事務事業そのものを、職員

のやらされ感や、結局予算と連動できてないという事、そして総合計画そのものが作り放しになっていた、それを職員の中で議論している。今そのような事が出てきたので、意見を頂きたい。

- ・これは財政運営計画に該当するのか。それと連動させるべきだと思う。
- 財政運営計画と事務事業はレベルが同じではないので、これは別の形で整理しなければならない。財政運営計画はあくまでお金がどれくらい必要かという観点から事務事業を作っていますので、事務事業が何個か集まって1つの事業になっています。その評価に対して適するかどうかという観点を含めることで変わってきます。
- 今は財政の事業と細事業があり、事業が400弱あり、事務事業の700と合わせると、また評価シートも700枚出すこととなります。それについても、細事業か事業どちらに合わせるのかという問題があります。それは担当課と協議をする必要がありますが、このタイミングで施策体系の中に事務事業を入れて、上手く評価、連動できないかを考えています。担当課との協議では、まだ難しい部分もあります。
- ・評価と財政と違うとなると、何も変わってないとなってしまう。またバラバラで動きますという話になったらおかしいのではないか。調整した方が良い。現行の行政評価システムは破棄し、新たな行政評価システムとしての提案、総計の一部として照会して送り込んでいくという事ではないのか。
- 今までは、事務事業が基本事業へのきっちりと繋がりがいいのか、そこが出来ているかどうかであったが、これからは、ロジックモデルを作りその事業がこのような目的で繋がっているという理屈を作ります。あくまで今までの基本事業の評価だけ、施策評価になります。
- 財政状況に鑑みた総合計画にする方針が出ています。ただ、1つ1つの事務事業、予算で言えば細事業、その管理は各課でもらわないといけない。予算があって決算があった時に、結果がどうであったかを判断しないとイケない。今まで事務事業と細事業がほぼ一致している訳ですから、あれだけの事務事業の評価表を作るとするのは止める予定です。
- ただ事務事業は3年とか4年に一度、やり方に対する効果、成果、それについては基本計画見直し地点で判断はしないとイケない。事務事業、細事業レベルで判断しないと、次の施策単位での評価は出来ないだろう。あるいは施策を変えていく、基本計画の中身を変えていくが出来ないでしょう。

以 上